

R683.03-N77ウ



1200500767509

68303

77

⑦

日本海事振興會要覽

同會編

6 7 8 9 4 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 5

始



昭和十八年七月

自印代譯爲

日本海事振興會要覽

法財人關 日本海事振興會

R
683.03
N77

目 次

日本海事振興會の使命	一
日本海事振興會の沿革	二
日本海事振興會の事業	三
日本海事振興會の機構	四
附 錄	
一、財團法人日本海事振興會寄附行為	八
二、理事、監事、氏名	一〇
三、評議員、氏名	一一

發行所寄贈本



第一、日本海事振興會の使命

大東亞戰爭は今や決戦連續の段階に入り、深刻なる長期戰へと移行した。

我大日本帝國は大威棱の下、勇猛果敢なる海陸將兵の善謀力戰により、緒戦以來赫々たる戰果を收め、廣大なる地域に亘つて所要の作戰據點を戡定し、武力戰に於ける不敗の態勢を整へ得るに至つた。

併し長期戰は巨大なる消耗を伴ふものであつて武力戰なると共に補給戰であり、生產戰である。

敵米英はその豊富なる資源と龐大なる生産力とを以て、戦力擴充に狂奔しつゝあるが、之に對して最後の勝利を得んが爲には我國に於ても急速なる生産力の増強を計ることが絶対に必要なること言をまたない。

日本海事振興會は、斯る皇國興廢の鍵錠を握る海運並に之が増強の培源たる造船の重大使命に鑑み、政府と表裏一體の關係に於て、海運、造船に關する組織的且綜合的なる調査研究を爲し以て國策に貢獻すると同時に機關新聞、機關雑誌、其他適切有効なる手段により國民一般に海事思想を鼓吹普及し、國運の進展に寄與せんとするものである。

第一、日本海事振興會の沿革

諸外國に於ては、從來國營又は公營の機關を設けて海運、造船事業の國策的調査研究に從事したりたるも四面環海にして特に其の必要あるに關らず我邦に於ては未だ公的機關の見るべきものなく、業者各自が企業的調査を爲し居りたるに過ぎなかつたのである。

茲に於て海事に關する組織的、綜合的調査研究機關の設置が、夙に關係各方面に提唱せられて居たのであるが、昭和十四年春、財團法人日本海事振興會の設立のことが決定し、鹽野遞信大臣の下に於てその具體案作成に着手せられたのである。

其の後田邊、永井、勝三大臣時代に於ても、本會設立に關する協議が引續き行はれたが、當時に於ては未

だその機熟せずして、成立を見るまでに至らなかつたのである。

昭和十五年夏、村田省藏氏遞信大臣に就任せらるゝや急速に本會の設立は促進せられ、同年九月二十一日遞信大臣官邸に海運、造船兩業者有志の參集を求められ、本會設立實現方に關し協議が行はれたのである。

爾後引續き數回に亘り小委員會を開催、遂に昭和十五年十一月九日設立總會を開催、村田省藏氏を會長とし戸田貞次郎氏を専務理事として、財團法人日本海事振興會はここにその第一步を踏出す運びとなつたのである。

その後一年有餘、日本海事振興會は、我國海事振興に關し種々盡力し來つたが、大東亞戰爭勃發に及び、海運界の使命は益々重且大を加へ、我國海運造船界も

寄附拂込金額

船會社	一〇、七〇一、〇〇〇圓
造船會社	一、一〇一、〇〇〇圓
計	一一、八〇二、〇〇〇圓

第二、日本海事振興會の事業

前述の本會使命達成の爲、本會は寄附行爲第三條により左の如き事業を遂行せんとするものである。

- 一、海事に關する調査及研究
- イ、海事一般に關する事項

寄附申込金額

船會社（五一社分）	一三、一二〇、〇〇〇圓
造船會社（一四社分）	二、〇〇〇、〇〇〇圓
計	一五、二二〇、〇〇〇圓

5 海外に於ける海事情報機關の設置
ロ、海運經營に関する事項

- 1 海運市況の調査
- 2 國際貿易並に荷動狀況調査
- 3 船腹需給狀況調査
- 4 航路網の調査研究
- 5 海運經營に関する調査研究
- 6 海上保險の調査研究
- 7 海事金融の調査研究
- 8 造船經營並に技術に関する事項
- 9 造船狀況の調査
- 10 造船の經營に関する調査研究
- 11 造船金融の調査研究
- 12 技術の公開融通に関する調査

5 造船用資材の調査研究
6 船舶建造に関する調査研究
7 船舶燃料に関する調査研究
8 船舶安全施設の調査研究

ニ、海務に關する事項
1 海上實務に関する調査研究
2 潜水施設の調査研究
3 貨物の積付包裝並に荷役に關する調査研究
4 海洋並に海洋氣象に關する調査研究
5 海難に關する調査研究

- 1 海事博物館並に圖書館の設立
- 2 海事思想の普及並學術技藝の振興
- 3 海事圖書文献の調査

大東亞戰爭も愈々決戦態勢の時機に突入し、今や我國は總力を擧げて軍需生産増強に邁進せねばならぬ時である。隨つて右に述べたる本會の事業も之に照應したる部門に重點を置くこととした。

現在着手せるもの、並に近き將來着手せんとする主なる事業は次の如きものである。

- ハ 船舶の實地見學
- ニ 海洋文化の調査研究
 - ホ 海事に關する講演、講座
 - ヘ 映畫、ラヂオ放送、紙芝居等に依る宣傳
- 四、海事に關する事業又は研究の補助獎勵
 - イ 海事に關する改良及發明の助成
 - ロ 海事思想普及宣傳の補助獎勵
- ハ 其他適當と認むる事業又は研究の補助獎勵
- 五、海事に關する新聞其他刊行物の發行
 - イ 「日本海事新聞」の刊行
 - ロ 海事關係の雑誌、圖書の刊行
 - ハ 海事年鑑、海事法令集の刊行
 - ニ 統計及報告の公表
- 六、其他本會の目的達成に必要なる事業

ちて日夜奮闘し居らるゝ實務家諸氏に委員を委嘱し、毎週一回定期に會合を開催し、海運、造船並に之に重大關係を有する諸問題に付き徹底的に調査研究し、最も適切なる結論、並に方策を探究し、以て海運報國の一助に資すると共に、延ては大東亞戰爭完遂、大東亞共榮圈確立の國策に寄與せん事を期しつゝあり。第一回會合は昭和十七年十月開催爾來毎週繼續しつゝある又別に委員を補佐する幹事を委嘱し毎週一回定期に會合し熱心に海事關係の調査研究を進めて居る。更に本調査會は専門委員に委嘱して共榮圈海運部門、海運政策部門、港灣部門、造船部門、船員部門等の各分科委員會を組織し、着々成果を挙げつゝあるのである。

(一) 日本海事新聞の發行

一、誕生の経緯と使命

をなす

ニ 海事關係者の正しき意向を政府に傳へる媒介體たらしむ

ホ 海事振興の基礎確立を期す

以上の五大目標を掲げて昭和十七年十二月八日大詔漢文の記念日を期して創刊號を發行し日刊新聞として發足、聊か聖戰達成への一翼を擔つて居るのである。天の浮橋の昔より神州日本の國是は『海洋立國』である。爾來幾多歴史的變遷は經たが、今こそ本然の姿に返り八紘爲宇の大理想を顯現すべき秋に當り本紙の使命は頗る重且大なるものがある。

二、新聞發行事務局の性格と機構

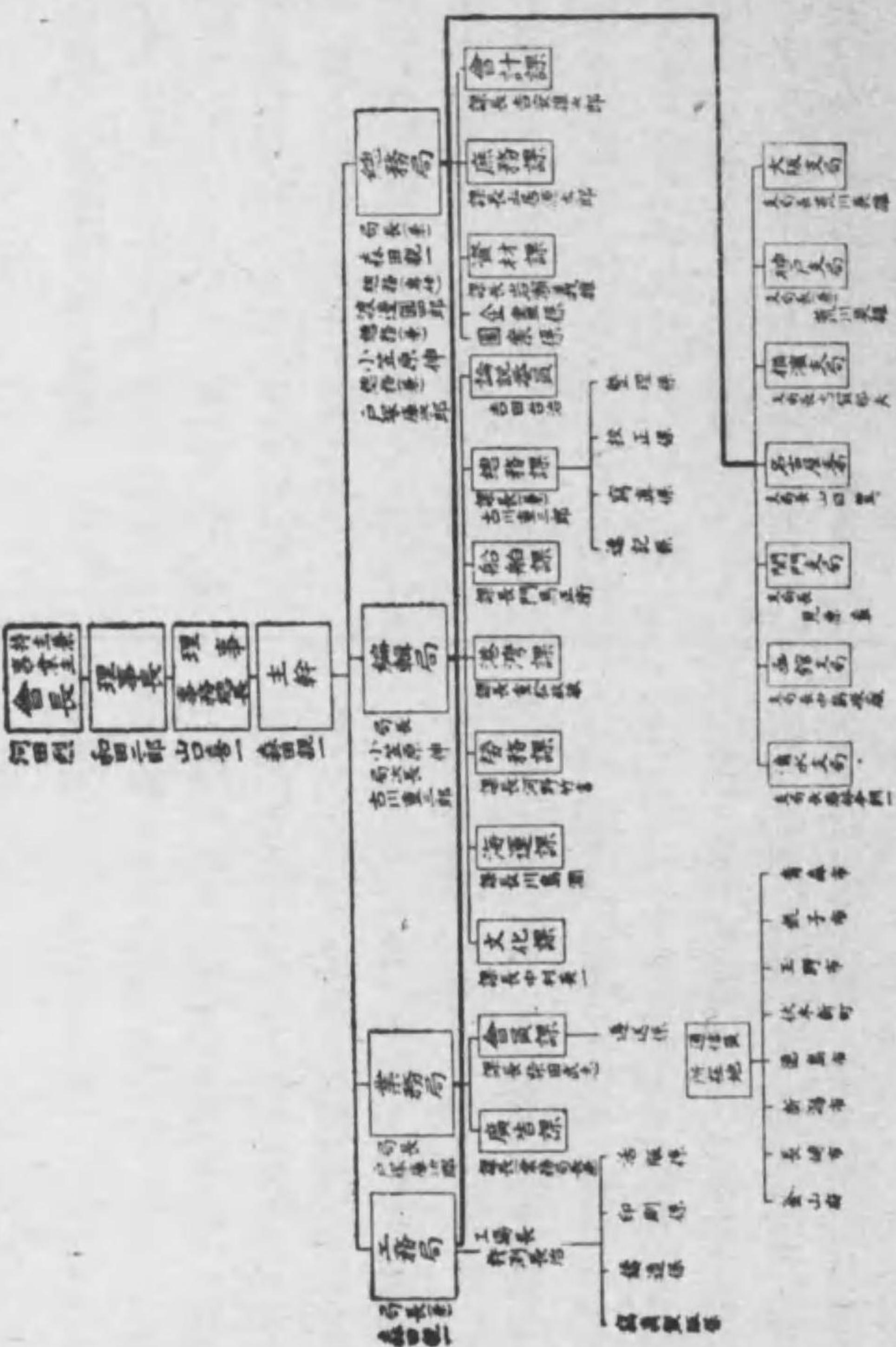
日本海事新聞の重大なる使命に鑑み、これを單に日本海事振興會の一部局として設置する事とせず、外局

として『日本海事新聞發行事務局』を設け、別掲機構の如く日本海事新聞の事業主兼持主は會長之に當り、理事長直屬として事務總長を置き新聞事務を總理し之を輔佐する職名を主幹とし總務、編輯、業務、工務の四局制をとり、局に局長を置き總務を兼任せしめ、別に專任總務を置き局には課、係を設けて機構の簡素化と、一貫性を明確にし、事務局運営の機關として審議會、幹部會を設けた。

（一）事務局の運営に關する最高方針 （二）豫算及決算 （三）主なる規定の制定及廢止 （四）主なる事務局職員の任免 （五）前項の外重要な事項を審議決定するもので、會長自ら審議並に當るのである。

幹部會……は事務總長、主幹、總務を以て構成

日本海事新聞發行事務局機構



實踐化したものである

(一)事務局運営に関する重要な事項 (二)各局の費算案及決算 (三)規範の制定、監視及廃止 (四)前項の外必要なと認むる事項を審議するもので事務局長が招集、統轄する。

三、現況

幹部職員の採用に當つては特に日本新聞會の眞摯なる斡旋により何れも有能達識の士が海事界の重要性に蹶起され白紙徵用の覺悟にて挺身、常に研磨を怠らず清新なる創意工夫に明け暮れ、然かも全職員は本紙の重要使命を體得一丸となつて日夜健闘を織けてゐる。かくして業績も着々あかり創刊以來僅かに半歳にして通信網も一應整備日下國內に於ては海務局、同支局所在地に、外地並に大東亞共榮圈内諸地域には夫々樞要なる地を選び支局或は通信員の設置、任命を急ぎつゝあり、一方讀者（會員）も日に月に激増して國內の海事關係者は勿論、外地更に南方諸地域よりも申込み相次ぎ、關係業者の殆んど全面的に一應行き亘り、日常執務の好伴侶として好評を博して居る。

(三) 船舶研究部及技術委員會の開設

本會豫定事業の一たる造船經營並に技術に關する各種事項の調査研究をなし且その成果の實現化を計る爲昭和十八年四月船舶研究部、六月技術委員會の開設を見るに至つた、研究部の運營要綱は次の通りであるが直ちに之が全面的遂行は困難なるを以て、順次機構陣容を整備擴充し、一面技術委員會の權威ある審議と相俟つて、當面急を要する問題から着手し、必要に應じ夫々臨時専門委員會を設け着々結論を得て行く方針である。

なほ船舶科學の研究に必要な設備の建設は素より本會事業目的の一なるが現下の情勢に於ては不可能に近きを以て差當り現存する設備を活用し、官民各方面と連繫を保ちそれ等個々の調査研究資料を蒐集綜合し

以て科學技術の進歩向上に資せんとするものである。

船舶研究部運營要綱

一、陸軍、海軍、遞信省、船舶運營會、日本海運協會船主、造船統制會、造船所其他海事團體等の船舶技術に關する諸問題其の重要事項に付調査研究を行ひ、一方技術委員會を組織し速かに其成案を得て答申の上其實現化を計ること。

二、船舶の建造に關しては豫め諸般の調査研究を行ひ必要に應じては船舶の基本設計をなし各造船所各船主の重複せる調査計畫設計事務の簡捷を計ること。
三、船舶の性能、故障、損傷、海難に關し調査研究を行ひ資料を作製し以て船舶の改善に資すると共に其實現化を計ること。

四、官廳研究所、學府、民間研究所、造船協會、日本機械學會其他必要な各種學會並に關係工場と連絡を保ち學理と實際技術との緊密なる連繫を計り研究を單に研究に終らしめず之が實用化を促進すること。

船舶試驗所、學府試驗所、各造船所の試驗場其他各研究機關と密接なる連繫を保ち内外新事實の紹介をなし以て技術の交流に努むること。

(四) 月刊雜誌並に海事圖書の發行

海事新聞の發行と併行して國策方針を浸潤徹底せしむると共に海事業者の輿論を代表する一方、海事に関する專門的研究の發表を目的として研究雜誌『海運』を發行、更に國民特に青少年層に對し海事思想を鼓吹する爲目下普及雜誌『海と船』の發行を企畫中である。從來海事報社に依り發行され來つた海事年鑑並に海事法令集も今後當會の手により發行すべく企畫中である。

六、船舶に關する各種發明、考案計畫等に付き關係者の相談に應じ且之が助成又は其普及を計ること。
七、廣く船舶に關する内外圖書を蒐集し關係者の參考に供し又文獻を調査して有益なる事項に對し更に研究を進め技術の進歩發達を計ること。
八、前各項に於ける調査研究の結果は遲滞なく關係方

(イ) 機關誌「海運」

政府の報導機關整理統合方針に則り情報局並に海務院の熱烈なる御懇意に應へ、從來發行され來れる海事關係研究諸雑誌の自發的廢刊によつて新に左記の如く海事一般の調査、研究、論策、其他の記事を掲載せる高級雑誌『海運』を本會に於て發行する事となつた。

出版事業令第三條の許可を受け去り五月新裝成れる創刊號を發行するに至つた趣旨も本會に負はれた重要な使命遂行のための一つ方法に外ならぬ。

即ち國策方針を浸潤徹底せしむるとともに關係業者の指針となるべき經濟、技術、學術、研究、内外調査資料、其他海事各項を周知せしめ、我國海事振興に寄與せんとするもので、其編輯方針はあく迄現下の海運が海運界丈の海運ではなく、廣く國家の海運であると

言ふ國家的使命に立脚、從來の海運雑誌の理念と異なる獨自の經營理念の下に編輯に當つて居る。

幸當局並に諸賢の御支援を得て發行部數も逐次増加の一途を辿りりつゝあり益々調査研究の一助として本誌を御活用の上本會の使命達成に猶一層の御後援御指導を賜らんことを切望する次第である。

記

一、題號 海運

二、體裁 B列五號 每號一三〇頁内外

三、發行時期 月一回一日

四、掲載事項 海運、造船、港灣、海員、海上保險
其他海事一般に關する論說、研究、調査資料等

(ロ) 普及雑誌『海と船』

研究雑誌海運と併行前述の如く國民特に青少年に海

たるも今般本會に於て之を繼續することとなり且下調査部に於て銳意整備中にして近く追録加除發行の豫定である。

(二) 海洋圖書館の設置と海事圖書文獻の調査

我國民の海事思想の普及並に海洋に關する知識の向上及學術技藝の振興と海洋文化の發達を圖るため組織的且永續的に不斷の活動を爲し得る國家的當設機関の設置は、國策上緊急且必要なるものである。

茲に於て日本海事振興會は海洋圖書館を設置し海洋圖書に供すると共に海事圖書文獻の保有に力め、又時に講演會、講習會、展覽會、映畫會を開催する等只管所期の目的達成に努め更に海運、造船、水產その他海に關する凡ゆる事項に關し、専門家、研究者に資料を

(ハ) 海事年鑑

從來海事彙報社に於て毎年一回發行せられ第二十六輯まで版を重ねられたるも本年度（第二十七輯）より本會に於て繼承、編纂發行することとなり且下調査部に於て銳意編纂中にして、本年十一月頃發行の豫定である。

(ニ) 海事法令集

從來遞信省に於て編纂、海事彙報社に於て發行され來れる海事法令集（加除式）は昨年海事彙報社解散以來追録加除中絶し利用者の不利不便甚だしきものあり

供し以てその調査研究を援助せんとするものである。

尙右圖書館設置の準備を進むると共に、當面の事業として官費、學費、圖書館研究所、會社等關係各方面援助の下に海事圖書文獻を調査して詳細且完全なる目録を作成し、以て關係方面的調査、研究に寄與すべく自下折角努力中である。

第四、日本海事振興會の機構

(一) 會員

本會寄附行為第五條には、本會の趣旨を賛し、且相當の資産を寄附したる者は贊助會員とする旨の規定がある。現在會員は、海運會社及造船會社のみにして海運會社卅六社、造船會社十三社、計四十九社である。

(二) 役員

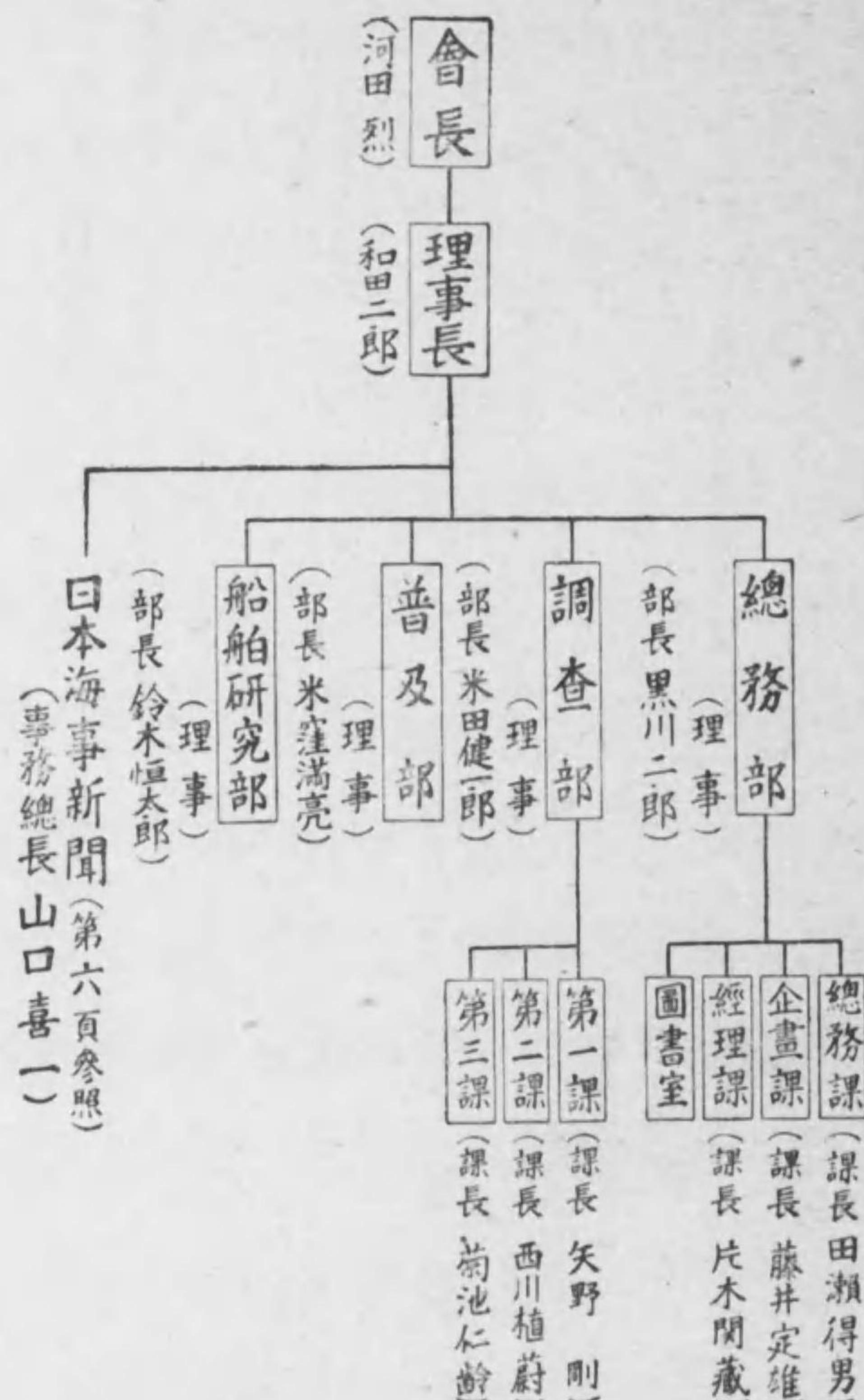
會長……會長は理事會の推薦に依り遞信大臣の認可を得て就任する事になつてゐる。初代會長には村田省

藏氏が之に當られたが、昭和十七年八月に代つて、元大蔵大臣河田烈氏が新任し今日に至つて居る。
理事長……理事長は理事會の推薦に依り、會長が委嘱する事になつて居る。初代專務理事は戸田貞次郎氏が之に當られ村田會長を補佐して本會の基礎を作られたのであるが、河田會長の下には日本郵船常務取締役たりし和田二郎氏が理事長として就任され會長を補けて銳意機構の整備と事業の擴充に奮闘せられてゐる。

理事及び監事……理事及び監事は評議員中より選任せられ、現在理事二十四名、監事三名である。
評議員……會長の委嘱に依り、本會に對し貢献せられたる諸氏を評議員とする。現在六十二名である。

(三) 執務機構

本會の執務機構は現在左の通りである。



日本海事新聞(第六頁参照)

六、被請委員會三關スル事項
(附 錄)

第一二課
海員、漁民、港務、運河、貿易、貿易關係一般等ニ關スル事項
第三課
雑誌『海運』、海事法令集、海事年鑑等ノ編輯並二發行ニ關スル事項
第七條 諸及部ノ分掌事項左ノ如シ

一、海事思想ノ普及及宣傳並其補助獎勵ニ關スル事項

二、普及種類ノ編纂並二發行

三、海事資料、參考品ノ展覽等本會事業ノ達成ニ必要ナル事項

四、軍部、諸官廳、海事團體等ノ船舶技術ニ關スル諸問題其他重要事項ノ調査研究

五、船舶ノ基本設計、船舶ノ改善ニ關スル事項

六、船舶ノ機器並二船舶ニ適用スル各種資材、補助材、代用材、燃料、製品等ノ調査研究

七、船舶ニ關スル各種明瞭、考案計畫等ニ對シ助成、普及

八、船舶ニ關スル内外團體ノ連絡並二新事實ノ紹介

第一三課

雑誌『海運』、海事法令集、海事年鑑等ノ編輯並二發行ニ關スル事項

第一條 本會ハ財團法人日本海事振興會ト署ス

第二條 本會ハ本邦海運及造船ノ振興ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

一、海事ニ關スル調査及研究

二、船舶科學ノ研究ニ必要ナル設備ノ建設

三、海事思想ノ普及

四、海事ニ關スル新聞ノ他刊行物ノ發行

五、其ノ他本會ノ目的達成ニ必要ナル事業

第六條 本會ノ事務所ハ之ヲ東京都ニ置ク

第七條 本會ハ必要ナル地に支部ヲ置クコトヲ得

翌年度二級越ス

第十二條 本會ノ預算ハ毎年度評議員會ノ決議ヲ經テ之ヲ定ム

第十三條 本會ノ決算ハ翌年度評議員會ノ決議ヲ受クルコトヲ要ス

第十四條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ヲ以テ終ル

第十五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

第一會長 一人

第二理事長 一人

第三理事 若干人

第四監事 若干人

第五評議員 若干人

第六條 本會設立當初ニ於ケル資産ハ別紙財產目録ニ表示セルモノトス

第七條 本會ニ基金ヲ置ク

第八條 本會設立當初ニ於ケル資産ハ別紙財產目録ニ表示セルモノトス

第九條 本會ニ基金ヲ置ク

第十條 本會ノ經營ハ左ノ收入ヲ以テ之ヲ支拂ス

第十一條 本會ノ經營ハ左ノ收入ヲ以テ之ヲ支拂ス

第十八條 理事長ハ理事會ノ社員三依リ會長之ヲ委嘱ス

理事長ハ當然理事タルモノトス

理事長ハ事務ヲ統轄シ常務ヲ處理ス

理事長事故アルトキハ會長ノ指名シタル理事其ノ職務ヲ代理ス

第十九條 評議員ハ會長之ヲ委嘱ス

第二十條 役員ノ任期ハ三年トス但シ兼任ヲ妨ゲズ

役員被取ノ爲就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第二十一條 役員ハ任期満了後ト雖モ後任者就任スル迄其ノ職務ヲ行フ

第二十二條 本會ニ顧問若干名ヲ置クコトヲ得顧問ハ會長之ヲ委嘱ス

第二十三條 本會ニ議員若干名ヲ置キ會長之ヲ任免ス

第四章 會 議

第二十四條 理事會ハ會長隨時之ヲ招集シ重要事項ヲ審議ス

第二十五條 理事會ノ開事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ

キハ開時之ヲ司機スルコトヲ得評議員ノ三分ノ一以上支ハ候事ヨリ會議ノ目的

會長ノ決スル所ニ依ル

第二十六條 評議員會ハ毎年一回會長之ヲ招集ス但シ會長必要アリト認メタルト

ハ他ノ出席評議員ニ表決權ヲ委任スル事ヲ得此ノ場合ニ於テハ出席者ト對照ス

第二十七條 評議員會ハ本會附行爲中特ニ定ムルモノハ外會長ニ於テ必要ト認メ

附議シタル事項ニ付審議スルモノトス

第二十八條 評議員會ニ出席スルコト能ハザル評議員ハ書面ヲ以テ表決ヲ爲シ又

ハ他ノ出席評議員ニ表決權ヲ委任スル事ヲ得此ノ場合ニ於テハ出席者ト對照ス

第二十九條 評議員會ノ議事ハ出席評議員數ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數才

ルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル事ハ出席評議員數ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數才

以上出席シ且其ノ三分ノ一以上ノ同意アルコトヲ要ス

タル事項ヲ示シテ請求アリタルトキハ會長ハ評議員會ヲ招集ス
第二十七條 評議員會ハ本會附行爲中特ニ定ムルモノハ外會長ニ於テ必要ト認メ
附議シタル事項ニ付審議スルモノトス

第二十八條 評議員會ニ出席スルコト能ハザル評議員ハ書面ヲ以テ表決ヲ爲シ又
ハ他ノ出席評議員ニ表決權ヲ委任スル事ヲ得此ノ場合ニ於テハ出席者ト對照ス
第二十九條 評議員會ノ議事ハ出席評議員數ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數才
ルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル事ハ出席評議員數ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數才
以上出席シ且其ノ三分ノ一以上ノ同意アルコトヲ要ス

第三十條 評議員會ノ決スル所ニ依ル事ハ出席評議員數ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數才
ハ他ノ出席評議員ニ表決權ヲ委任スル事ヲ得此ノ場合ニ於テハ出席者ト對照ス
第三十一條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム
第三十二條 本會設立當初ノ會計年度ハ設立ノ日二始マル

第三十三條 本會設立年度ノ算算ハ理事會ノ協議ヲ經テ會長之ヲ定ム
第三十四條 會長理事 河田烈

二、理事、監事氏名（昭和十八年七月現在）

理事長理事 小和田二郎

第三十五條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第三十六條 本會設立當初ノ會計年度ハ設立ノ日二始マル

第三十七條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第三十八條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第三十九條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第四十條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第四十一條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第四十二條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第四十三條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第四十四條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第四十五條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第四十六條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第四十七條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第四十八條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第四十九條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第五十條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第五十一條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第五十二條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第五十三條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第五十四條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第五十五條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第五十六條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第五十七條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第五十八條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第五十九條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第六十條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第六十一條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第六十二條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第六十三條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第六十四條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第六十五條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第六十六條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第六十七條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第六十八條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第六十九條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第七十條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第七十一條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第七十二條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第七十三條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第七十四條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第七十五條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第七十六條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第七十七條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第七十八條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第七十九條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第八十條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第八十一條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第八十二條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第八十三條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第八十四條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第八十五條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第八十六條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第八十七條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第八十八條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第八十九條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第九十條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第九十一條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第九十二條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第九十三條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第九十四條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第九十五條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第九十六條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第九十七條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第九十八條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第九十九條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第一百條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第一百零一條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第一百零二條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第一百零三条 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第一百零四條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第一百零五條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第一百零六條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第一百零七條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第一百零八條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第一百零九條 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第一百零一十条 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第一百零一一条 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第一百零一十二条 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第一百零一十三条 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第一百零一十四条 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第一百零一十五条 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

第一百零一十六条 本會設立當初ノ役員ハ設立會之ヲ定ム

日本海運協會理事長　波多野保二

飯野海運販賣株式會社	石原耐熱株式會社	花田卯造
三菱商事株式會社	甲南汽船株式會社	石原新三郎
大同海運株式會社	北洋道炭礦河船株式會社	田中完三
株式會社播磨通船所	田中卯三郎	田中卯三郎
因幡船渠株式會社	正之輔	田中正之輔
株式會社東京石川島船所	横尾勝	横尾勝
日立造船株式會社	荒木彥	荒木彥
笠戸船渠株式會社	永富	永富
川崎重工業株式會社	能能	能能
三井造船株式會社	六角	六角
日本鋼管株式會社	吉谷	吉谷
浪速船渠株式會社	正三郎	正三郎
向陽船渠株式會社	兵	兵
我妻駒八	宗良	宗良
一郎	平三	平三
	視	視
	輔	輔
	郎	郎
	鶴	鶴
	野	野
	飼	飼
	谷	谷
	能	能

財團法人 日本海事振興會

東京都荒川区新川二丁目一番地五洲銀行
電話 京橋(56) 三三六一・四〇六一・四〇九
本海事新聞發行事務局
東京都芝區田村町五丁目六番地
電話 芝(43) 一二一四二一七二八〇番

113

1

明治海運株式會社 谷口龍雄

製本控

同第號

967	兩	265	號	年	月	日
書名	日本海事振興会要覽			昭和18年7月		
著者	(同)会編					
受入	18年9月14日	寄贈				
備考			/	冊		



967
265

終

